

団体あてに寄附された皆様へ

市税条例の規定による寄附金の税制上の留意点について

平成 29 年 8 月

川 崎 市

川崎市市税条例の規定による寄附金については、税制上、次の取扱いとなりますので、御留意くださるようお願いいたします。

1 寄附を行った場合の寄附金控除の適用について

川崎市が指定した寄附金の受入れを行う団体に対して寄附を行った場合には、所得税の寄附金控除に加え、市民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

なお、市民税の寄附金税額控除額の算出方法は次のとおりです。

$$\left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等の 30\%} \\ \text{又は寄附金の合計額} \\ \text{のいずれか低い額} \end{array} - 2,000 \text{ 円} \right) \times 8\% \text{ (市民税の税率)}$$

【参考】所得税に係る控除額の算出方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等の 40\%} \\ \text{又は寄附金の合計額} \\ \text{のいずれか低い額} \end{array} \right) - 2,000 \text{ 円} = \text{寄附金控除額}$$

(注) 県民税の寄附金税額控除の適用を受けるためには、寄附金の受入れを行う各団体が神奈川県から別途、寄附金の指定を受けている必要があります。

そのため、神奈川県から寄附金の指定を受けていない場合には、県民税の寄附金税額控除の適用が受けられないこととなりますので御注意ください。

2 寄附金税額控除の適用について

(1) 川崎市が指定した寄附金の受入れを行う団体に対する寄附であっても、市民税の寄附金税額控除の適用を受けるのは、寄附を支出した年の翌年の 1 月 1 日現在に川崎市に住所地を有している方となります。

したがって、川崎市外に住所を有する方が川崎市が指定する寄附金の受入れを行う団体に寄附を行った場合であっても、それぞれの住所地の市区町村において当該団体に対する寄附金の指定がされていなければ、市民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこととなります。

(2) 所得税の寄附金控除と市民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けようとする場合には市内の税務署に所得税の確定申告書を提出する必要があります。

申告書の提出の際には、寄附金の受入れを行う団体が発行する寄附金受領証など寄附金を受領した旨を証する書類の添付又は提示が必要となります。

なお、所得税の確定申告書を提出した場合、市民税・県民税申告書の提出の必要はありません。

(3) 一定の給与所得者などの確定申告の提出義務がない方で、所得税の確定申告を行わず、市民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合には、別添の「市民税・県民税寄附金税額控除申告書」による簡易な申告を行うことができます。ただし、この場合には、所得税の寄附金控除の適用を受けられませんので御注意ください。

なお、別紙「市民税・県民税寄附金税額控除申告書」の提出先は、各市税事務所市民税課又はこすぎ市税分室市民税担当となります。

年度分 市民税
県民税 寄附金税額控除申告書

(宛先) 川崎市長 年月日提出 年1月1日 現在の住所	住所	フリガナ		整理番号 密料番号 作成区分
		氏名	印	
		生年月日	明・大 昭・平	
		電話番号		

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1. 市町村、特別区又は都道府県に対する寄附金

寄附先	寄附金額
計	

2. 神奈川県共同募金会又は日本赤十字社神奈川県支部に対する寄附金

寄附先	寄附金額
計	

3. 川崎市又は神奈川県の条例で指定された寄附金

寄附先	指定区分	寄附金額
	川崎市 神奈川県	
	川崎市 神奈川県	
	川崎市 神奈川県	
計	川崎市分	
	神奈川県分	

(切り取らないでください。)

年度分 市民税
県民税 寄附金税額控除申告書受付書



提出期限は
月 日です。